

令和7年9月18日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである (なし)

3 会議録署名議員

11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
-----	------	-----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (34名)

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
建設部長	立石隆信	教育部長	渡邊一弘
監査委員長	水谷繁樹	総務課長	横江兼光
財政課長	村田健太郎	人事秘書課長	神野忠昭
企画政策課長	佐藤文彦	防災課長	太田高士
税務課長	岩田繁樹	収納課長	細野英樹
市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子	環境課長	梅田英明
市民協働課長	藤井清和	観光課長	伊藤信哉
保険年金課長	中野修	健康推進課長	木村仁美
福祉課長	後藤浩幸	介護高齢課長	富居利彦
		総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	
児童課長	伊藤一幸		中山義之

産業振興課長	上田忠次	土木課長	西尾一泰
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	早川昇作
会計管理者兼 会計課長	田口邦郎	学校教育課長	飯塚義子
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也	歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畠由美子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第38号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第39号 弥富市文化広場条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第40号 弥富市立武道場条例の廃止について |
| 日程第5 | 議案第41号 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第42号 弥富市役所支所設置条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第43号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第44号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第45号 弥富市いこいの里条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第46号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第47号 弥富市下水道条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第48号 令和6年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第13 | 議案第49号 令和7年度弥富市一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第14 | 議案第50号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第51号 令和7年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第52号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第17 | 認定第1号 令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第2号 令和6年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第3号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第4号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

て

日程第21 認定第5号 令和6年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 令和6年度弥富市下水道事業会計決算認定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、佐藤仁志議員と江崎貴大議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第38号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第39号 弥富市文化広場条例の一部改正について

日程第4 議案第40号 弥富市立武道場条例の廃止について

日程第5 議案第41号 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第42号 弥富市役所支所設置条例の一部改正について

日程第7 議案第43号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について

日程第8 議案第44号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第9 議案第45号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第10 議案第46号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第47号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第12 議案第48号 令和6年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第13 議案第49号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第14 議案第50号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第51号 令和7年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第52号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 認定第1号 令和6年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第2号 令和6年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第3号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第4号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第5号 令和6年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第6号 令和6年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第38号から日程第22、認定第6号まで、以上21件を一括議題といたします。

本案21件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 皆さん、おはようございます。

5番 横井克典です。

通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目の質問は、議案第42号弥富市役所支所設置条例の一部改正についてです。質問事項は3つありますので、一つずつお尋ねします。

1つ目は、鍋田支所の建物等の取壊しスケジュールはどのようになっているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） おはようございます。

お答えいたします。

建物等につきましては、令和9年度中に取壊しを予定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2点目です。取壊し費用及びその財源はどのように見込まれているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 取壊し費用につきましては、約3,500万円と積算をしており、うち9割分は公共施設等適正管理推進事業債を充当する予定ですので、残りの1割分を一般財源とする考えでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3点目です。鍋田支所跡地の利活用はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 鍋田支所を解体後の跡地利用につきましては、アイデア募集を通じて検討を予定しておりますが、当面の間は鍋田支所横の鍋田招魂社とともに整地をし、鍋田支所南側にある農村環境改善センターの駐車場として利用していくよう考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続いて2つ目の質問に入ります。

議案第47号弥富市下水道条例の一部改正についてであります。

こちらも3点あります。

1点目は、改正案では、排水設備の新設等の工事を行う工事店の指定申請は1万円、更新の申請は5,000円を手数料として徴収することになっていますけれども、なぜこれまで徴収されてこなかったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市は、これまで下水道排水設備指定工事店を増やすため、手数料を徴収せず無料にしてきました。その結果、指定工事店の数は139社となり、市民の方が排水設備工事を行う際、業者選択の幅が広がり、その中で比較検討することで、要望に合致する業者をより選びやすくなつたと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2点目は、手数料を徴収することにした理由と徴収する根拠についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本年3月に改定をしました弥富市下水道事業経営戦略に基づき、収入増加の取組を検討する中で周辺市町村の状況を調べたところ、ほとんどの市町で排水設備指定工事店の新規及び更新申請の際に手数料を徴収しておりました。そこで、近隣市町等との均衡を図る目的と収入増加の取組の一つとして手数料を徴収することといたしました。

手数料を徴収できる根拠につきましては、地方自治法第227条、普通地方公共団体は当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができるとの規定があり、続く同法第228条第1項で、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと規定されておりますので、今回、弥富市下水道条例で規定するために一部改正をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 最後です。指定申請は1万円、更新の申請は5,000円とした金額設定の根拠についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 手数料の金額設定につきましては、既に手数料を徴収しております近隣市町との均衡を重視いたしました。

近隣市町と同程度の金額に設定することで、業者の方が申請を敬遠するなどの、新たに手数料を徴収することによる影響を抑えることに重視いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 以上で質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） おはようございます。

12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして議案質疑をいたします。

まず1件目、議案第39号弥富市文化広場条例の一部改正について質疑をいたします。

1点目です。さくら会館を施設の老朽化により廃止する条例改正ですが、さくら会館の廃止後は施設跡地をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） さくら会館の跡地につきましては、市民プール跡地及びはなのき広場と一体的な利用を想定した敷地内全体の整備を検討する必要があると考えており、イベント等市民が集まる場所となるよう検討を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 2点目です。跡地に関するスケジュール及び利活用決定への手順をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、スケジュールを定めておりませんが、今後、跡地利活用につきましては、府内横断的な会議の場で決定してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 次に、2件目です。

議案第40号弥富市立武道場条例の廃止について質疑をいたします。

1点目です。先ほどのさくら会館同様、弥富市立武道場を施設の老朽化により廃止するものですが、武道場の廃止後は施設跡地をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市立武道場は日の出小学校の敷地内にあるため、学校運営を踏まえた活用を検討する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 2点目です。こちらに関しても、跡地に関するスケジュール及び利活用決定への手順をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、スケジュールについては定めておりませんが、利活用について学校と協議し、府内横断的な会議で検討、決定してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 最後に3件目です。

議案第44号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について質疑をいたします。

弥富市十四山総合福祉センター内施設の弥富市十四山障がい者生きがいセンターの利用者の資格を、障害者総合支援法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業から障害者総合支援法第28条第1項第6号に規定する生活介護の支給決定者へと変更する条例改正となっております。

現在の地域活動支援センターは、障がい者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設と規定され、市町村が実施主体となる地域生活支援事業の一つとして行う事業です。

一方、改正後の生活介護は、常時介護を要する障がい者に対して、主に昼間において、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すると規定されております。

つまり、異なる障がい福祉サービスとなりますので、その変更点や、それにより考えられ得る影響を中心に質疑をいたします。

1点目の質疑です。想定している運営方法と現在の地域活動支援センターとの変更点、例えば定員、面積、対象者、人員配置と人員配置基準等、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在想定している生活介護へ移行後の運営方法でございますが、このたびの条例改正において廃止することとしております高齢者生きがいセンターの面積部分を障がい者生きがいセンターとして一体的に活用し、現在の定員11人に対し、移行後は定員20人に変更となる予定でございます。

また、現在は障がいの程度に関わらず利用が可能となっておりますが、移行後につきましては、50歳未満の方の場合は障害支援区分3以上、50歳以上の方の場合は障害支援区分2以上の方が利用可能となります。

人員配置につきましては、サービス管理責任者及び生活支援員に加え、新たに看護師1人以上の配置が必要となるほか、嘱託医の確保が必要となります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 人員配置基準に関しましては、それを満たすのかどうかは新たに委託先が決まりましたら確認をさせていただきたいと思います。また、生活介護の利用対象者に関しては、現状の地域活動支援センターと比べて条件が付されることになることを確認しました。

そこで、2点目の質疑です。現在の利用者は継続して利用できるのでしょうか。できない利用者がいる場合はどのように対応するのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、10人の方が地域活動支援センターを利用されておりますが、そのうち6人については既に障害支援区分の認定を受けており、いずれも区分3以上であるため、継続して利用が可能となります。ほかの4人につきましては、障害支援区分の認定結果によっては移行後の対象とならない可能性もございますが、そのような場合につきましては、相談支援事業所等との連携の上、他の通所可能な事業所を御案内するなど、丁寧に対応してまいります。

なお、移行後の利用者負担につきましては、他の障がい福祉サービスと同様に課税状況や所得に応じた負担に変更となります。現在利用されている方につきましては移行に伴う負担額の変更はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 最後に3点目です。弥富市内から地域活動支援センターがなくなることになると思いますが、どのように対応するのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 今回の移行により、弥富市地域活動支援センター事業実施要綱に基づき指定を受けた市内の事業所はなくなることになりますが、現在市外において他に14か所の事業所を指定しており、中には送迎を行っている事業所もございます。今後も地域活動支援センター事業の利用希望があった場合は、市外の指定事業所を御案内させていただく、もしくは相談支援事業所等と連携の上、御本人様に適した市内における他のサービスを御案内するなど、利用者に寄り添った対応に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） これで議案質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

まずは最初、議案第39号です。

さくら会館の廃止ということでございますが、このさくら会館をまずなぜ廃止するのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） さくら会館は、弥富市公共施設再配置計画において統合解体することが方針として示されております。また、施設は老朽化により雨漏りが複数か所確認されている状況でございます。現在利用されている定期団体の方々については、総合社会教育センターなどの施設を新たな活動場所として確保しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この社教センターと隣接するさくら会館ですが、そういう中での昨年度の利用日数と利用者数を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 利用回数について、利用日数を利用回数ということで御説明させていただきます。令和6年度の利用回数は363回になり、利用者数は3,656人であります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それだけ利用されているということで、本当に社教センターに入れるのかというのが疑問になりますが、その上で年間の運用コストはどれほどなんでしょうか。そして、この建物は解体して、その場合のコストというのはいかほどなんでしょうか。お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 年間の運用コストは、電気代、水道料、清掃委託料、浄化槽清掃委託料などで年間96万円ほどになります。

また、令和8年度以降に解体予定でございます。

そして、解体費用としましては、現時点では3,200万円ほどを見込んでおります。なお、今後、物価高騰等により解体費用は変動することがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 39号は終わりまして、続いて議案第40号、武道場の廃止についてでございます。

これも同様に、まずなぜ武道場を廃止するのか。また、築年数を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市立武道場は、弥富市公共施設再配置計画において統合解体することが方針として示されております。

また、昭和52年建築であり、築48年が経過していることから、老朽化により柔道場の畠や床面の沈み、剣道場の床の不具合、雨漏り等が複数か所確認されている状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この武道場の、これも同様に昨年度の利用日数と利用者数を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和6年度の利用回数は424回になり、利用者数は6,247人であります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） かなり多くの方が利用されているということでした。

続けます。

議案第41号のほうで、今度は学校の武道場の開放だというふうに思っております。この武道場の廃止の代替だと思われますが、ここに管理者は置くのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在開放しております各小・中学校と同じように、学校施設の開放のために管理者を置くことはございません。

また、鍵の貸出しについては、他の各小・中学校と同じように総合社会教育センターを窓口として行っています。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この弥富中学校の校舎の構造、あるいはこの武道場ということとなると接続されていると思いますが、その上で学校のセキュリティー上の問題というのは発生しないんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 施設には警報システムが導入されております。

また、体育館と校舎は施錠された扉により物理的に区域が分かれており、セキュリティー上の問題はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 鍵がしっかりと閉まるということでいいですか。

では、続けます。

議案第42号、鍋田支所に対しての廃止する条例だと思われますけれども、まずこれも理由として、まずなぜ鍋田支所を廃止するんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 鍋田支所は建築後60年近く経過し、老朽化が著しくなっており、弥富市公共施設再配置計画の中で他施設へ統合することとしております。

また、鍋田支所2階の教育支援センター「アクティブ」が令和8年4月に十四山支所2階へ移転すること、鍋田支所の主な業務である証明書発行件数が減少していること、令和6年1月より住民票等のコンビニ交付を開始、交付率が上昇している中で、本年12月より税証明もコンビニ交付が可能となる予定であり、コンビニ交付を利用する人がさらに増加すると予想していること、これらの理由により鍋田支所を廃止することといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の答弁の中の再質ですけれども、今、交付数が減っているということでしたが、例えば昨年度、証明書発行の交付数というのは今分かりますか。分からなければ後日でも。

[「コンビニ交付」の声あり]

○7番（那須英二君） コンビニ交付じゃなくて、鍋田支所における交付数です。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 失礼しました。

令和6年度ですが、鍋田支所におきまして住民票の写しが738件、印鑑登録証明が936件、それから主なものであります、税証明が178件となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ありがとうございます。

そういう中では、今度この支所がなくなれば、今一番近いというふうに考えれば、十四山支所、普通に市役所という方も見えるかもしれませんけど、十四山支所に統合ということだと思いますが、そこまで行けないような高齢者などへの配慮というのはあるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 鍋田支所の廃止により、その所管区域を十四山支所に統合いたしますが、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付は市役所本庁でも可能ですので、自動車での移動が困難な方はきちんとバス、または本年10月から運行を開始する乗合送迎サービス、チョイソコやとみを御利用いただき、本庁または十四山支所にお越しいただければと考えております。

また、マイナンバーカードをお持ちの方であれば、お近くのコンビニで住民票の写しなどの交付が利用できるほか、令和8年4月から鍋田郵便局にキオスク端末を設置する予定ですので、コンビニ交付と同様のサービスが提供可能となります。よろしくお願ひします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 近くの郵便局に端末が配置されるということですが、今使われている方は多分マイナンバーカードを持ってないからこの支所に来ているんだと思います。

続きまして、議案第43号でございます。

福祉センター条例の一部改正ということですが、まずこの条件緩和というのがちょっと分かりにくいものですから、この障がい者生きがいセンターの利用者の資格を緩和するということでしたが、どのような条件緩和なのか、市民が分かるように説明をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） まず、弥富市デイサービスセンターの利用者資格の緩和につきましては、デイサービスは制度上、市外居住者も利用できる制度でございますが、条例で市外居住者の利用を制限しております。

今回、弥富市デイサービスセンターへの聞き取りの結果、1日当たり1人から2人程度の市外居住者の利用があることが分かったため、検討の結果、利用定員に対して利用者数に余

裕があり、業務に支障のない限りにおいて、市外に居住する方にも利用可能とするものでございます。

次に、弥富市障がい者生きがいセンターでございますが、弥富市デイサービスセンターと同様に、制度上は市外居住者も利用可能となっておりますが、条例において市内に居住する方に限定しております。現状、市外居住者で利用されている方はお見えになりませんが、今後、利用定員に対して利用者数に余裕があり、業務に支障がない限りにおいて、市外に居住する方にも利用を可能とするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市外の方も利用できるということでした。

続きまして、議案第44号、十四山福祉センター条例の一部改正ということで、十四山の高齢者生きがいセンターが廃止されるということでしたが、今後どこに置くんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢者生きがいセンターは、弥富市総合福祉センターと弥富市十四山総合福祉センターの2か所で、シルバー人材センターにより指定管理をしておりますが、シルバー人材センターの事務所を令和4年度から弥富市総合福祉センターの1か所に統合したため、弥富市十四山総合福祉センターにはシルバー人材センターの職員がおりません。

また、弥富市十四山総合福祉センターの作業室で行っていたしめ縄づくりも、会員の高齢化により令和6年度で終了しており、シルバー人材センターによる弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理を継続することができなくなったことから、条例から弥富市十四山高齢者生きがいセンターを廃止することいたしました。

廃止後は、弥富市の高齢者生きがいセンターは、弥富市総合福祉センター内の1か所のみとなります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 純粋に十四山にあったものがなくなるということで、今後は福祉センターのみということになるということでした。

その上で、この生きがいセンターの利用者の資格を緩和するということもございます。この利用者の緩和というのはどのように緩和していくということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域活動支援センターにつきましては、他市町村から事業所指定を受けることにより、制度上は市外居住者も利用可能となっておりますが、条例において市内に居住する方に利用者を限定しております。

また、生活介護への移行後につきましては、県から事業所指定を受けることにより、制度

上は市外居住者も利用可能となります。現状、市外居住者で利用されている方はお見えにな  
りませんが、今後、利用定員に対して利用者数に余裕があり、業務に支障がない限りにおい  
て、市外に居住する方にも利用を可能とするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これも市外の方も利用できるようになるということでした。

続きまして、議案第45号のいこいの里条例の改正でございます。

これもデイサービスセンターの利用者の資格を緩和するということでしたが、利用者の資  
格緩和というのは具体的に分かりやすく、どのように緩和するのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 弥富市南デイサービスセンターの利用者の資  
格要件の緩和につきまして、聞き取りの結果、1日当たり1人から2人程度の市外居住の方  
の利用があることが分かったため、検討の結果、利用定員に対して利用者数に余裕があり、  
業務に支障のない限りにおいて、市外に居住する方にも利用を可能とするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） こちらも市外の方を対応するということです。

続きまして、議案第46号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定についてでございます。

現状のこの乳児等通園施設事業の設備に関する基準を定めるということでしたが、今の弥  
富市の保育基準と比較して、相違点はまずあるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の公立保育所につきましては、国の基準  
に基づいた愛知県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定された基  
準により運営をしております。

今回御提案させていただきました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につき  
ましては、まず既存の保育所等が定員の枠内で受け入れる余裕活用型の場合は、当該保育所  
等に定められている基準によることとなっておりますので、相違点はございません。

なお、一般型の場合におきまして、設備基準は同様でございますが、保育所の基準にあり  
ます屋外遊技場等の設置義務がないことや、職員の配置基準の中で保育士以外に研修を終了  
した者も認められているなど、一部相違点がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 保育所に入るやつはないということでしたが、外に造られる方は野外  
の運動場みたいなのがなかつたり、あるいは保育士資格ではない研修を受けた方という形で  
採用されることがあるということでした。

そういう上で、この弥富市内に今該当する施設があるのか、それとも今後予定している施設があるんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市としましては、公立保育所のいずれか1か所において実施したいと考えております。

また、市内の民間事業者におかれましては、今回の基準が制定された後に御検討されると思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 1か所を想定しているということでした。この辺は流れを聞いていきます。

続きまして、議案第47号です。

47号については、下水道条例の一部改正ということですが、恐らく災害時の対応ということで、市長が指定した工事店じゃなくても排水設備の新設の工事を行うことができるようになりますということでございました。

まず、この市長が指定した工事店でないというのは、そもそも市内の業者なのか、他自治体の業者ということなのか、まずそこの確認をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市下水道条例の一部を改正する条例におきまして、災害その他の非常の場合、市長が指定した工事店でなくとも、排水設備の新設等の工事を行うことができるよう特例的な工事を規則に委任する改正をいたします。それを受け、弥富市下水道条例施行規則及び弥富市汚水処理施設条例施行規則で、災害その他の非常の場合において、市長の指定する者以外の者が施工できる排水設備工事として他の市町村長の指定を受けた者が行う工事と規定しております。したがいまして、市内かまたは市外かなどの工事店所在地から判断するわけではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 災害時の対応ですから、もちろん他の自治体の業者ということも可能だというふうに想像しておりましたが、そのようなことです。

また、こうしたその指定外の業者とは、災害時における協定などは結んでいかれるでしょうか。お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 先ほど答弁いたしましたが、今回、災害その他の非常の場合、市長が指定した工事店でなくとも特例的に下水道排水設備の新設等の工事を行うことができるよう、関係条例及び規則の一部改正をいたします。それに基づき工事を行うことができま

すので、新たに災害時における協定を結ぶことは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 大規模災害等ですと、本当に大混乱していると。だから、業者というのは取り合いになってしまふので、そういう協定等を結んでいかないと、多分後手後手に回ってしまう可能性があるので、ぜひ協定を考えていただきたいと思っています。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員に申し上げますが、質疑で御意見は述べないようにお願いします。

○7番（那須英二君） はい。

続きます。議案第49号、一般会計補正予算の第7号でございます。

この中には、鍋田支所の廃止に伴う予算が含まれているという説明がございました。

具体的にこの鍋田支所をすぐに取り壊すとか、そういう具体的に何を行うんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 鍋田郵便局にキオスク端末を設置しまして、コンビニ交付と同様の証明書交付サービスの提供を可能とするため、端末機器の購入費と端末設置に伴うコンセント増設工事などに要する費用を計上しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これにて質問は終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従いまして議案質疑いたします。

議案第38号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑いたします。

1つ目、識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬に関し伺っていきます。

令和6年度の年間の勤務日数を伺います。お願ひします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市役所に出勤し、監査業務を行った日数と出張した日数を合わせて22日となります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 今、質疑し答弁された年間の勤務日数に関して質問します。

10月1日から月額10万円、年間では120万円になりますが、令和6年度の勤務日数22日と答弁がありました。令和6年度に当てはめますと、令和6年度は1日当たり幾らぐらいの報酬になりますか。お願ひします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 監査委員は市役所に出勤したときだけ業務をしていただいているわけではなく、事前にお渡しした監査資料を自宅で審査等を行っていただいており、事務局と頻繁にメールで打合せ等を行っている実情がございます。それを踏まえますと、役所に来られた日数を基準に1日当たりの報酬額を算定することはできないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 120万円割る22日という計算ではなく算定できないということでした。  
3つ目、伺います。

令和7年度は約6か月過ぎましたが、今年度、年間の予想される勤務日数は何日ほどでしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 約30日程度と予想しておりますが、今後、住民監査請求があると増える可能性はございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 以上で私の質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 14番 高橋八重典です。

私は、議案第42号について質疑をさせていただきます。

議案第42号は鍋田支所の廃止に伴うことなんですが、先ほど横井議員の質疑の中にございましたが、鍋田招魂社についてであります。鍋田招魂社は、いつ何のために建立されたのか、お答え願えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員、議案に直接関係のない事案ですので。

高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 直接関係ないのでなくして、鍋田支所を廃止する、それに対して取り壊すということで、これも一緒に取り壊すということでしたので、これはこの議案に關係していると思って私は質問しておりますが。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のない質問ですので、後で答えるということやったら、それでも大丈夫ですか。

○14番（高橋八重典君） はい。

○議長（堀岡敏喜君） 担当課、よろしいですか。

渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 資料の持ち合わせがないので、後ほど御回答させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 質疑なので、それではもう一点お伺いします。

この鍋田招魂社というのは、鍋田支所の一部としての扱いのために壊すという認識でよろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 招魂社につきましては、鳥居と、それから既に魂を抜いたといいますか、その招魂の鳥居、何て言うんですかね、ほこらがあるわけなんですかけれども、それにつきまして、地震等の災害に対する耐震度がないため危険であります。

また、鳥居のところには、こま犬というんですかね、そういうものもあるわけですかとも、そういうものについても耐震性がないため危険でありますから、併せて撤去をさせていただき、整備をさせていただくという考え方でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） これは招魂の名前のとおりだと思うんですが、戦争の関係のものだと思いますが、私の地元でもそういったものも市から預からせていただいております。これについて、鍋田支所の取壊しに対する市民説明会が行われたと思うんですが、その際に市民からこれについて何か意見は出ませんでしたでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 住民説明会において、招魂社に関する質問等はございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○14番（高橋八重典君） 以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案21件はお手元の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡 敏喜

同 議員 佐藤仁志

同 議員 江崎貴大

